

令和8年
6月

大和市 市営住宅 入居者募集のしおり

申込書配布期間 6月 1日(月)～ 13日(土)

受付期間 6月 10日(水)～ 13日(土)

受付会場 大和市役所 会議室棟 102 会議室

※初めて申込する方を対象とした説明会を行います。

日時：6月9日(火)9時30分～10時30分

(事前予約不要。なお、参加は任意であり、選考への影響はありません。)

会場：大和市役所 会議室棟 102 会議室

*受付詳細は1～2ページをお読みください。

<主要な事項>

◎大和市の市営住宅は、住宅困窮度合いに基づいて入居者を選考しています。

現住居の建物の状況、家賃負担の状況、高齢・障がい・子育て状況等から判断します。

◎申込資格に関する基準日はすべて令和8年6月13日現在です。

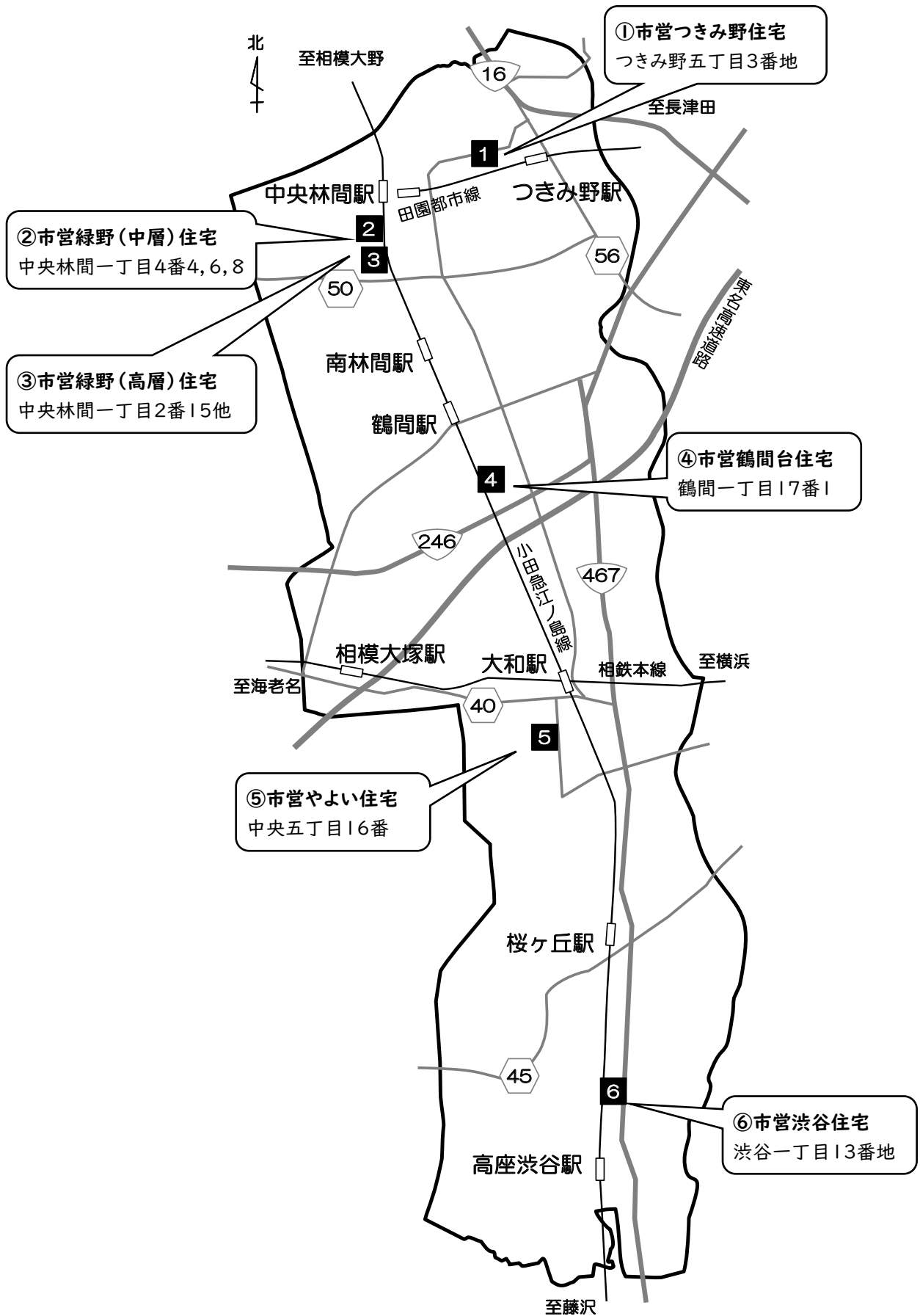
◎申込者が大和市に住民登録をしてから継続して3年以上居住している場合のみ申込
ができます。

◎申込条件のひとつに大和市の市税(国民健康保険税を含む。)や使用料(保育
料を含む。)等、及び現に入居中の賃貸住宅の家賃について滞納がないこと
があります。

◎市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方のために建設された住宅です。

住宅困窮理由のない方は申込みできません。

市営住宅位置図



も く じ

1. 募集住戸と申込の受付	1
(1) 募集戸数	1
(2) 受付日時	1
(3) 受付場所	2
(4) 案内図	2
2. 申込みにあたっての注意事項	3
3. 申込みから入居まで	5
4. 申込資格	6
(1) 世帯向け住宅の申込資格	6
(2) 単身者向け住宅の申込資格	8
5. シルバーハウジング(65歳以上世話付住宅)について	10
6. 入居収入基準(月収額)	11
7. 月収額の計算のしかた	12
A. 給与所得の計算のしかた	14
B. 年金所得の計算のしかた	16
C. その他所得の計算のしかた	17
8. 入居申込書記入の説明	18
よくある質問	20
入居申込書記入例	21
9. 入居が決まったら	25
10. 入居後の注意事項	25
11. 各市営住宅住棟配置図	27
12. 市営住宅の設備等と注意事項	28
13. 募集する住宅と間取り図	29



1. 募集戸数と申込の受付

(1) 募集戸数 10 戸

< 内 訳 > 募集住戸の詳細については 29 ページ以降をご覧ください。

種 別		1~2人世帯向け	世帯向け (入居人数:2人以上)	世帯向け (入居人数:3、4人以上)
65 歳以上と 60 歳以上の のみで構成される世帯		募集はありません	2 戸 ※うち 65 歳以上単身可 1 戸	募集はありません
障がい者	車いす	募集はありません	1 戸	募集はありません
	車いす以外	募集はありません	募集はありません	募集はありません
一 般		1 戸 ※条件あり	4 戸	2 戸

(2) 受付日時

6月10日(水) ~ 6月13日(土)

【午前の部】 9時00分 から 11時00分 まで

【午後の部】 13時00分 から 15時30分 まで

※初日は大変混み合います。

※内容を確認しながら受付します (1世帯あたり約20分程度かかります)

※申込用紙が未記入の方は受付できません。必ず記入したうえで、お越しく下さい。

(ボールペンでご記入ください。鉛筆、消すことができるペン不可)

※先着順ではありませんので、早朝からのお並びはご遠慮ください。

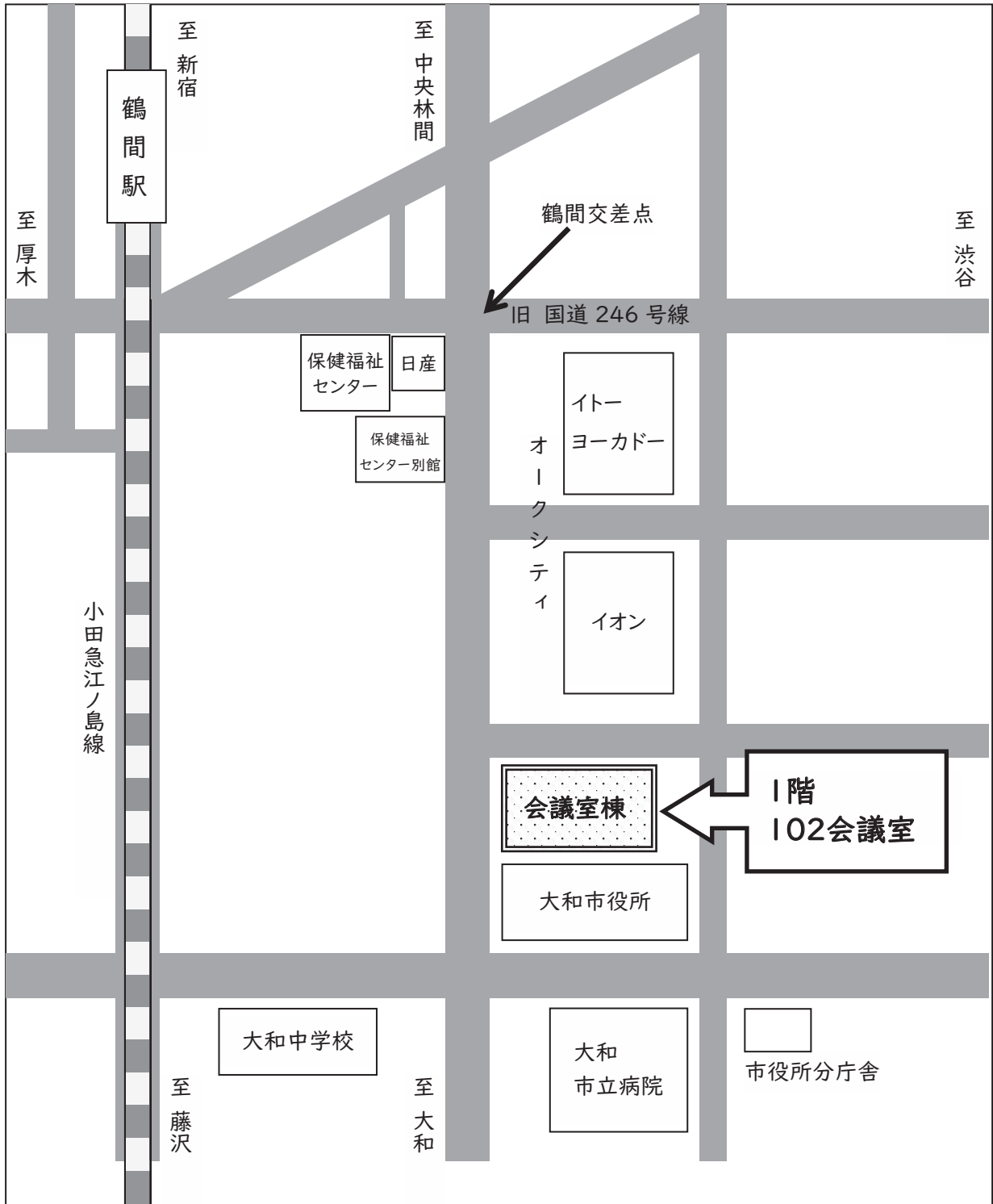
※受付 2 日目からは前日の申込数を表示します。

※現在お住まいの住宅の間取り図をご持参ください。

(3) 受付場所

大和市役所 会議室棟 102会議室

(4) 案内図



2. 申込みにあたっての注意事項

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方のために建設された住宅です。
このため民間住宅とは異なり、入居に際して「公営住宅法」、「大和市市営住宅条例」など法律や条例等により、収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。
この「入居者募集のしおり」をよくお読みいただき、内容を理解したうえでお申込みください。

以下を必ずお読みください

1. 申込資格に関する基準日はすべて**令和8年6月13日現在**です。
2. 申込者が基準日時点で大和市に住民登録をしてから継続して3年以上居住している場合のみ申込ができます。
3. 入居申込書は1世帯につき1通しか提出できません。
※2通以上の申込書に同一世帯の方の名前が記載されている場合には、それらの申込みはすべて無効となります。
4. 郵送での申し込みはできません。受付期間内に入居申込書を受付会場へご持参ください。
※入居申込書の内容がわかる方であれば、代理の方でも申込みできます。
5. 入居申込書に虚偽の記載があることが判明した場合は失格となります。
6. 受付後に入居申込書の内容変更はできません。
7. 入居申込書に記載されている事項で困窮度合を評価しますので、記入漏れのないようご注意ください。※記載のない事項は評価しません。
8. 入居申込書に記載のない方は入居できません。ただし、申込後に出生した子は入居可能です。
9. 申込資格の「共通の資格」と併せて「特定の資格」がある住戸では、入居日までにその要件が欠けた場合は失格となります。
10. 単身者向け住宅以外は、入居日までに入居しようとする人が1人になった場合は失格となります。
11. 申込者又は入居しようとする方に、持ち家がある場合は申込みできません。(国内外を問わず)ただし、基準日までに登記事項証明書(登記簿謄本)にて所有権の移転を確認できる場合は申込みできます。
12. 申込みの際、入居申込書に収入証明書や住民票の写し、障害者手帳などを添付する必要はありません。※2次審査に該当した方のみ提出していただきます。
13. 申込者又は入居しようとする方が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員である場合は、申込みできません。

14. 月収額が158,000円(裁量階層に該当する方は214,000円)を超える方は申込みできません。(月収額の計算のしかたは12~17ページ参照)
15. 市営住宅の内覧(下見)は入居決定後にお知らせします。
16. 入居が決定した方には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)により、入居者全員のマイナンバーを提出していただきます。
17. 提出された書類等は返却しません。なお、入居申込み以外の目的には使用しません。
18. 消すことができるペンおよび鉛筆使用不可。ボールペン等で入居申込書に記入してください。
19. 平日の8:30~17:00に市からの電話連絡に対応できるようお願いします。
(市からの連絡は046-260-5422からです。) 登録外番号からの着信拒否等により連絡が取れない場合、手続き等に配慮することは一切ありません。
20. 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

入居者の選考方法

大和市の市営住宅は、住宅困窮度合いに基づいて入居者を選考しています。

申込者の住宅困窮事情を的確に把握し、入居者選考に反映するため、お住まいの状況や家賃負担等の住宅困窮度合いを考慮して、入居者を決定します。

なお、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び子育て世帯は福祉的配慮を行います。
また、お住まいの状況を把握するため、1次審査時に現地調査をさせていただく場合があります。

市営住宅は、住宅に困窮している人のためのものです。

入居が決まってから、入居するか考えよう、部屋を内覧して気に入ったら入居しよう等、あいまいな考えでの申込みはご遠慮ください。

3. 申込みから入居まで



4. 申込資格

(1) 世帯向け住宅の申込資格

次のすべてに該当していないと申込みできません。

共通の資格	
1	申込者は 成人 であること。
2	<p>夫婦(婚約者及び内縁関係等にあるものを含みます。) 又は親子を主体とした家族であること。</p> <p>注① 婚約者と申込む場合、2次審査までに婚姻後の戸籍謄本等の提出がなければ入居できません。</p> <p>注② 内縁関係にあるものとは、戸籍上の配偶者がなく住民票の続柄に「妻(未届)」又は、「夫(未届)」とある方。</p> <p>注③ 大和市パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている方。</p> <p>注④ 兄弟・姉妹だけの申込み(両親死亡の場合を除きます。)や、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。</p> <p>注⑤ ひとり親世帯の申込みは、基準日時点で申込者に戸籍上配偶者がなく、18歳未満の子の親権者であることが必要です。(離婚調停中・協議中の場合は、基準日までに離婚が成立している必要があります。)</p> <p>注④⑤については「大和市パートナーシップ宣誓書受領証等」を交付されている方がいる世帯は申込みできません。</p>
3	申込者が基準日時点で大和市に住民登録をしてから 継続して3年以上居住している こと。
4	入居収入基準(月収額)内である こと。(11~17ページを参照)
5	<p>大和市の市税(国民健康保険税を含む。)や使用料(保育料を含む。)等、及び現に入居中の賃貸住宅の家賃について滞納がないこと。</p> <p>※基準日までに納付期限が到来しているもので、滞納があった場合は失格となります。また、分割納付は滞納とみなし失格となります。</p>

6	<p>現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。 ※住宅困窮理由のない方は申込みできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅以外の建物に住んでいる。(事務所、倉庫など) 2. 他の世帯と同居している。 3. 住宅がないため親族と同居ができない。 4. 住宅が狭い。(居住部分が1人あたり4畳以下) 5. 部屋がないため、12歳以上の家族が性別就寝できない。 6. 台所、便所、浴室のいずれかがない、又は他の世帯と共同使用している。 (親子等との同居は除く。) 7. 正当な理由により立退要求をうけている。 (家賃の滞納や自己の責めに帰する理由の場合、及び親族からの立退き要求の場合を除く。) 8. 老朽化した住宅に住んでいる。 9. 家賃が高い。(駐車場代、共益費を除く。) * 申込む市営住宅の最高家賃額(13. 募集する住宅と間取り図(29 ページ以降)の月収額 0 円～158,000 円の欄の最高家賃月額)を超えていること。 10. その他、住宅に困っていることが明らかである。
7	<p>申込者及び入居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、確認のため入居予定者について警察本部に照会することに同意すること。</p>
8	<p>大和市市営住宅条例を遵守し、市営住宅内で円満な共同生活ができること。 ※市営住宅では、犬、猫、小鳥等の動物を飼うことはできません。(一時的な預かりも不可) ※盲導犬についてはご相談ください。</p>

<p style="text-align: center;">特 定 の 資 格 *共通の資格のほかに、以下の条件を満たしていること。</p>	
<p>一般世帯向け住宅 (3人以上・4人以上)</p>	<p>申込者と入居しようとする親族の総数が3人又は4人以上の世帯</p>
<p>65 歳以上世帯向け住宅</p>	<p>65 歳以上の方と 60 歳以上の方で構成される世帯</p>
<p>シルバーハウジング (65 歳以上世話付住宅)</p>	<p>65 歳以上の方とその配偶者、もしくは 65 歳以上の方のみで構成される世帯。 ※家賃のほかに、付随する設備の電気料や生活援助員の派遣費用などを負担していただきます。(10ページを参照)</p>
<p>身体障がい者向け住宅 ○車いす…常時車いすを使用している方がいる世帯 ○車いす以外…車いすを使用する方がいない世帯</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4 級の方がいる世帯</p>

(2) 単身者向け住宅の申込資格

次のすべてに該当していないと申込みできません。

共通の資格	
1	申込者は 成人 であること。
2	基準日時点で戸籍上配偶者がいないこと。 また、内縁の妻、夫がいない方、および「大和市パートナーシップ宣誓書受領証等」を受けてないこと。
3	申込者が基準日時点で大和市に住民登録をしてから 継続して3年以上居住している こと。
4	入居収入基準(月収額)内である こと。(11~17ページを参照)
5	大和市の市税(国民健康保険税を含む。)や使用料(保育料を含む。)等、及び現に入居中の賃貸住宅の家賃について滞納がない こと。 ※基準日までに納付期限が到来しているもので、滞納があった場合は失格となります。また、分割納付は滞納とみなし失格となります。
6	現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由がある こと。 ※住宅困窮理由のない方は申込みできません。 1. 住宅以外の建物に住んでいる。(事務所、倉庫など) 2. 他の世帯と同居している。 3. 住宅がないため親族と同居ができない。 4. 住宅が狭い。(居住部分が1人あたり4畳以下) 5. 部屋がないため、12歳以上の家族が性別就寝できない。 6. 台所、便所、浴室のいずれかがない、又は他の世帯と共同使用している。 (親子等との同居は除く。) 7. 正当な理由により立退要求をうけている。 (家賃の滞納や自己の責めに帰する理由の場合、及び親族からの立退き要求の場合を除く。) 8. 老朽化した住宅に住んでいる。 9. 家賃が高い。(駐車場代、共益費を除く。) *申込む市営住宅の最高家賃額(13.募集する住宅と間取り図(29ページ以降)の月収額0円~158,000円の欄の最高家賃月額)を超えていること。 10. その他、住宅に困っていることが明らかである。
7	申込者及び入居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、確認のため入居予定者について警察本部に照会することに同意すること。
8	大和市市営住宅条例を遵守し、市営住宅内で円満な共同生活ができる こと。 ※市営住宅では、犬、猫、小鳥等の動物を飼うことはできません。(一時的な預かりも不可) ※盲導犬についてはご相談ください。

特定の資格 *共通の資格のほかに、以下の条件を満たしていること。

65歳以上単身者向け住宅	65歳以上の方
一般単身者向け住宅	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 60歳以上の方。</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級までの障害のある方。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方、並びにA1・A2・B1・B2の判定を受けた知的障害のある方。(精神に障害のある方でこれと同等の証書を交付されている方を含みます。)</p> <p>エ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方。</p> <p>オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。</p> <p>カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。</p> <p>キ 生活保護を現に受けている方。</p> <p>ク 海外引揚者のうち、海外から引き上げて5年未満の方。</p> <p>ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手から暴力を受けた方で次のいずれかに該当する方。</p> <p>① 配偶者暴力支援センターでの一時保護又は婦人保護施設において保護を受けてから5年を経過していない方。</p> <p>② 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の方。</p>
シルバーハウジング (65歳以上世話付住宅) ※65歳以上の単身者可	<p>65歳以上の単身者</p> <p>※家賃のほかに、付随する設備の電気料や生活援助員の派遣費用などを負担していただきます。(10ページを参照)</p>
身体障がい者向け住宅 (車いす単身者)	<p>身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方で、車いすを使用している方。</p>

5. シルバーハウジング(65歳以上世話付住宅)について

※今回、募集はありません。

1. シルバーハウジングとは

65歳以上世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。

※日常生活が自立していて、心身ともに健康である方の世帯が対象となります。

※サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームおよび養護老人ホームではありません。

2. シルバーハウジングの特徴

A 住戸内は、段差の解消や手すりを設置するなど65歳以上の方への配慮がなされています。

B 緊急通報システムの設置

居室・浴室・トイレなどに設置された押しボタンを押すことにより、緊急時の外部への連絡が確保されています。また、一定時間水の使用がない場合や、水が使用され続けていると生活リズムセンサーが感知し、緊急通報システムが作動します。

C ライフサポートアドバイザー(生活援助員)の派遣

住棟内には生活相談室が設けられ、生活援助員が必要に応じ、次のようなサービスを提供します。

生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、関係機関との連絡

その他日常生活に必要な援助

※食事サービスはありません。

3. その他

- ・緊急通報システムが設置されているため、入居者の負担でNTTの電話回線を引いていただきます。
- ・生活援助員は介護のためのヘルパーではありません。
- ・生活援助員によるサービスについては、入居者が家賃とは別にその所得に応じて費用を負担することになります。(所得に応じ、月額0円～4,900円)
- ・入居後に世帯人数や年齢等の条件からはずれた場合には、入居室を変更していただく場合があります。(入居室の変更に伴う費用は、入居者の負担になります。)

<1次審査通過後の手続き>

- ・2次審査の際に、「シルバーハウジング入居資格認定申告書」を提出していただき、その内容について福祉担当課等の職員との面談や必要な調査を行う場合があります。

<入居決定後>

- ・緊急連絡人と併せて、身元引受人の届け出が必要となります。

6. 入居収入基準（月収額）

入居収入基準（月収額）は、世帯における 1 年間の総所得金額を計算し、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの額を12で割った金額です。

*入居収入基準（月収額）を超えた方は申込みできません。

	月収額
一般世帯・単身者	158,000円以下
裁量階層	214,000円以下

< 裁量階層対象世帯 >

次のいずれかに該当する世帯については、月収額の緩和措置がとられています。

裁量階層	対象世帯	2次審査に必要な 証明書類
60歳以上世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合。	世帯全員の住民票
障害者世帯	申込者又は同居しようとする親族に、以下に掲げる障がいの方がいる世帯。 ・身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級までの方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1、2級の方 ・療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1、A2、B1の方又は前項の精神障害の程度に相当する知的障害	身体障害者手帳等の写し
子育て世帯	同居しようとする親族の中に、小学校就学前の子どもがいる世帯	世帯全員の住民票
海外引揚者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合。	永住帰国者証明書の写し
原子爆弾被爆者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合。	被爆者健康手帳の写し
戦傷病者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、「戦傷病者特別援護法」第2条第1項に規定する戦傷病者で、障害の程度が「恩給法」別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する場合。	戦傷病者手帳の写し
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが、ハンセン病療養所入所者等である場合。	国立ハンセン病療養所等の長が発行する証明書

7. 月収額の計算のしかた

得ている収入の種類（給与・年金・事業等の所得）や、現在の勤務先に勤務し始めた年月日、現在の事業などを始めた年月日によって異なります。

収入がない方は、入居申込書の年間所得金額欄に「0円」と記入してください。

1 計算の対象となる収入の種類

基準日に得ている収入で、次に該当するもの。なお、退職を予定している方でも、基準日に次の収入がある場合は計算の対象となります。

<給与所得>

給与、賞与、残業、その他の手当、アルバイト、パート等の収入（通勤手当は含めない）

14ページへ

<年金所得>

国民年金、厚生年金、普通恩給、企業年金等（遺族年金、障害年金を除く）

16ページへ

<その他所得>

日雇等による収入、事業等による収入（生命保険等の外交員報酬等も含む）、利子・配当等継続的な収入で課税対象となるもの

17ページへ

2 所得金額が0円となるもの

所得税法上課税対象とならない、次のような収入は所得金額が0円となります。

- ・遺族が受給している恩給、及び年金
 - ・生活保護の扶助費、障害年金、雇用保険、休業補償、傷病手当、児童扶養手当、仕送り等
- *これらの収入は、入居申込書の「5. 非課税収入」の欄に金額を記入してください。

3 計算の対象となる期間

- ・令和7年1月1日以前から勤務先（事業の方は事業内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方は、令和7年中の収入が対象になります。
- ・令和7年1月2日以降に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。
- ・申込前に退職し、基準日に勤務していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

4 休職又は休業がある方

令和7年1月2日以後に休職又は休業があった場合は、復職又は復業した翌月からの収入で計算します。

5 2人以上に収入があるとき

入居しようとする方全員（婚約者等を含む）の所得金額を個別に算出して合算します。

6 1人に2種類以上の収入があるとき

- ・1人で2種類以上の収入を得ているとき（年金と給与、給与と事業所得等）は、所得金額を個別に計算して合算します。
- ・1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている（2か所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている）ときは、最初に収入金額を合算してから、所得金額を算出します。

7 控除の内容と金額

年間所得金額の合計から、次の控除を差し引いてください。

▼ 親族控除は単身者を除くすべての世帯に該当します

No.	控除の種類	控除を受けられる方	控除額 (1人につき年間)
1	親族	申込者以外の同居しようとする親族 *婚約者及び同居しないが所得税法上の扶養親族を含む	38万円

▼ 以下の控除は「1 親族」とあわせて控除します

2	基礎控除振替	申込者本人、又は入居しようとする家族で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円
3	老人控除 対象配偶者	所得税法上の同一生計配偶者が70歳以上の方	昭和31年 6月14日以前の 生まれ
4	老人扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方	
5	特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方 *平成15年6月15日～平成22年6月14日生まれ	25万円
6	障害者	申込者、同居しようとする親族、又は同居しない扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②児童相談所、障害者更正相談所等の判定により知的障害者と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④精神に障害のある方で国民年金又は厚生年金の障害年金証書を交付されている方 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方	27万円
7	特別障害者	「5 障害者」のうち、次のいずれかに該当する方 ◆①のうち、1級・2級の手帳の交付を受けている方 ◆②のうち、重度(A1、A2)と判定された方 ◆③のうち、1級の手帳の交付を受けている方 ◆④のうち、1級を受けている方 ◆⑤のうち、特別項症から第3項症の手帳の交付を受けている方 ◆原爆被爆者のうち、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ◆その他、所得税法上の特別障害者控除を受けている方	40万円
8	ひとり親	申込者、同居しようとする親族で次のすべてに該当する方。 ◆婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 ◆生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得金額が48万円を超える子は除かれます)がいること。 ◆所得金額が500万円以下であること。 ◆事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	35万円
9	寡婦	上記「ひとり親」に該当しない方で、申込者、同居しようとする親族で次のいずれかに該当する方。 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方。 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方。 また以下のいずれにも該当する方 ◆所得金額が500万円以下である方。 ◆事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	27万円

※ 8のひとり親控除と9の寡婦控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

※ 住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」又はこれらと同様の記載がある方は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるため「寡婦」及び「ひとり親」には該当しません。

※ 2, 8, 9について、所得金額がその控除額未満のときはその額が控除額となります。

A. 給与所得の計算のしかた

勤務(仕事)を始めた時期によって計算方法が異なります。

勤務(仕事)の開始時期等	年間総収入金額	年間所得金額(A)
現在の勤務先に令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年分給与所得の源泉徴収票の『支払金額』	令和7年分給与所得の源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』
現在の勤務先に令和7年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の給与および賞与の合計	[1]年間所得金額の計算により算出
現在の勤務先に就職してから、1年未満の方	勤務した翌月から令和8年5月までの総収入金額をもとに、次により計算した推定総収入金額(*1)	
現在の勤務先に勤務して1か月分の給料を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月の給与を12倍した年間の推定総収入金額	

$$(*1) \quad \frac{(\text{総収入金額} - \text{賞与})}{\text{勤務した翌月から令和8年5月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$$

< 控除額合計(B)の計算 > 控除対象の説明は 13ページを参照

控除の対象	控除額の計算	控除額(円)
1. 親族	38万円 × 人	
2. 基礎控除振替	10万円 × 人	
3. 老人控除対象配偶者	10万円 × 人	
4. 老人扶養親族		
5. 特定扶養親族	25万円 × 人	
6. 障害者	27万円 × 人	
7. 特別障害者	40万円 × 人	
8. ひとり親	35万円 × 人	
9. 寡婦	27万円 × 人	
控除額合計(B)		

※「8.ひとり親」と「9.寡婦」の控除の重複はできません。

[1] 年間所得金額の計算

給与の年間総収入金額	給与所得金額の計算
650,999 円まで	給与所得金額 = 0 円
651,000 円から 1,899,999 円まで	給与所得金額 = 年間総収入金額 - 650,000 円
1,900,000 円から 3,599,999 円まで	端数整理後の年間総収入金額 (★) × 0.7 - 80,000 円 = 給与所得金額
3,600,000 円から 6,599,999 円まで	端数整理後の年間総収入金額 (★) × 0.8 - 440,000 円 = 給与所得金額
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 給与所得金額

端数整理の方法

年間総収入金額 ÷ 4,000 =

× 4,000 = … 端数整理後の年間総収入金額

【例】年間総収入金額が 3,823,999 円 の場合

$3,823,999 \div 4,000 = 955.99975$

$955 \times 4,000 = \text{3,820,000(★)}$

[2] 年間所得金額から月収額を計算する

$$\left(\begin{array}{c} \text{入居しようとする人全員の} \\ \text{年間所得金額(A)の合計} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額合計(B)} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{計算した月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

*「控除額合計」は、14ページの
<控除額合計(B)の計算>により計算

*11ページの入居収入基準以下
であれば申込みできます。

B. 年金所得の計算のしかた

年金の種類	年間総収入金額	年間所得金額(A)
遺族年金、障害年金等法律により非課税とされている年金	0円	0円
国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等	令和7年分公的年金等の源泉徴収票の『支払金額』	[1]年間所得金額の計算により算出

[1] 年間所得金額の計算

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年金所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000円まで	年金所得金額 = 0円
	1,100,001円から 3,299,999円まで	年金の総収入金額 - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年金の総収入金額×0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金の総収入金額×0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	年金所得金額 = 0円
	600,001円から 1,299,999円まで	年金の総収入金額 - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年金の総収入金額×0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金の総収入金額×0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

[2] 年間所得金額から月収額を計算する

$$\left(\begin{array}{c} \text{入居しようとする人全員の} \\ \text{年間所得金額(A)の合計} \\ \text{円} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{控除額合計(B)} \\ \text{円} \end{array} \div 12 = \begin{array}{c} \text{計算した月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

*「控除額合計」は、14ページの
<控除額合計(B)の計算>により計算

*11ページの入居収入基準以下
であれば申込みできます。

C. その他所得の計算のしかた

[1] 日雇所得、事業所得の計算

◆日雇の場合

勤務(仕事)の開始時期等	年間総収入金額	年間所得金額(A)
令和7年1月1日以前から引き続き同じ日雇をしている方	令和7年分確定申告書(控)の『収入金額』	令和7年分確定申告書(控)の『所得金額』
令和7年1月2日以後に日雇を始めた方	14ページの「A. 給与所得の計算のしかた」にあてはめて計算してください。	

◆事業所得などの場合

事業(仕事)の開始時期等	年間総収入金額	年間所得金額(A)
令和7年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている方	令和7年分確定申告書(控)の『収入金額』	令和7年分確定申告書(控)の『所得金額』
令和7年1月2日以後に事業を開始し、1年以上経過している方	事業開始の翌月から12か月間の売上げ	事業開始の翌月から12か月間の総所得金額 (所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費等)
現在の事業を開始し、1年以上経過していない方	事業開始の翌月から令和8年5月までの売上げ	受付会場に売上げや経費等の明細をご持参ください
現在の事業を開始し、1か月にならないとき	事業開始から現在までの売上げ	

[2] 年間所得金額から月収額を計算する

$$\left(\begin{array}{c} \text{入居しようとする人全員の} \\ \text{年間所得金額(A)の合計} \\ \text{円} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{控除額合計(B)} \\ \text{円} \end{array} \div 12 = \begin{array}{c} \text{計算した月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

*「控除額合計」は、14ページの
<控除額合計(B)の計算>により計算

*11ページの入居収入基準以下
であれば申込みできます。

8. 入居申込書記入の説明

入居申込書の番号と項目により、記入してください。

番号	項目	説明等
①	募集番号・住宅名	募集する住宅(29ページ以降を参照)から、1戸を選んで記入します。
②	申込者	必ず「ふりがな」をふり、 申込者が署名 します。
③	申込みに来た方	②申込者の 代理の方が申込みに来た場合 に記入します。
④	住所	郵便番号、現在の住所(アパート名や部屋の番号まで)を記入します。
⑤	連絡先	携帯電話の番号も必ず記入します。 (平日 8:30～17:00 に連絡がとれる番号を記入してください) (046-260-5422 からの電話連絡に対して着信拒否等の設定をしないでください。)
⑥	大和市に住み始めた日	大和市の住民となった日(大和市に住民票を異動した日)を記入します。
⑦	現在の建物に住み始めた日	現在の住所に住民票を異動した日を記入します。 (大和市に住んで、住所が変わっていない場合は⑥の日と同じ。)
⑧	勤務先の有無	どちらかに○をつけます。
⑨	勤務先	名称、所在地、電話番号、所属、就職年月日を記入します。
⑩	入居しようとする人	<ul style="list-style-type: none"> ◆入居しようとする人全員について記入します。 ※ここに名前のない人は入居できません。 ◆年齢は基準日(令和8年6月13日)現在 ◆職業等は会社員、自営業、パート、アルバイトを記入し、学生の場合は、学校名、学年まで必ず記入します。 ◆障害者手帳等所持者は身体・精神・知的の該当に○をつけ、等級を記入するかA1～B2の該当に○をつけます。 ◆収入・所得は給与、事業、年金ごとに記入します。(☆) ◆年間所得金額合計(A)は、収入のある全ての方の年間所得金額の合計を記入します。(☆) ☆『年間(推定)総収入金額』と『年間所得金額』は市で確認できるため記載しなくても大丈夫です。 市民税未申告の方は受付ができないので、市役所2階市民税課(平日のみ開庁)で必ず申告してください。 (申告が必要か不明な場合は平日の受付にいらっしゃるか事前にお電話にてお問い合わせください。)
⑪	入居しようとする人の中で別居中の方の現在の住所	入居しようとする人の中に、申込者と別居中の方がいる場合に記入します。
⑫	所得税法上の扶養親族で、市営住宅に入居しない人	所得税法上の扶養親族のうち、市営住宅に入居しない方がいる場合に記入します。
⑬	非課税収入	児童手当、児童扶養手当、遺族年金、障害年金、恩給、仕送り、養育費などの1年間の金額を記入します。※概算でかまいません。

番号	項目	説明等
⑭	世帯の状況	入居しようとする人に該当者がいる場合は、あてはまる項目を塗りつぶします。 *「ひとり親」は、一緒に入居する18歳未満の子に対して親権がある場合に塗りつぶします。 *「障害者総合支援法に規定される難病等の認定者」の対象疾病については病名まで記入してください。
⑮	月収額の計算	◆11~17ページを参照して記入します。 ◆年間所得金額合計(A)は、「2. 入居しようとする人」の年間所得金額合計(A)と同額を記入します。 ◆各控除に該当する場合は、対象の人数と控除額を記入して、その合計額を控除額合計(B)に記入します。
⑯	資産・親族の状況	該当する項目を塗りつぶしたり、○をつけます。
⑰	住宅に困っている状況	住宅に困っている状況を記入します。 ◆ 該当する項目がない場合、申込みできません。 ◆該当する番号を○で囲み、「状況等(適宜記入)」欄に状況を記入します。 ◆「2 他の世帯と同居している」が理由の場合、他の世帯の詳細を記入してください。 (例) 叔母家族(家族構成が叔父、叔母、いとこ2人)と同居している場合、「叔父家族4人」又は「叔父、叔母、いとこ2人」と記入します。 ◆「8 家賃が高い」が理由の場合、 申込む市営住宅の最高家賃額(29ページ以降の表中の「概算の家賃額」の月収額 158,000 円までの欄にある額)を超えていない場合は該当しません。 ◆「10 その他、住宅に困っている」が理由の場合、「10. 住宅状況申告書」の「補足」欄に具体的な状況を記入してください。 ※記入スペースが足りない場合は任意書式の書面の添付可
⑱	住宅状況申告書	現在住んでいる住宅の状況について記入します。 ◆ 1~3は必ず記入してください。 ◆「3 現在住んでいる住宅の間取り図」欄には、間取り(例:2DK)を記入し間取り図を添付してください。 ◆「4 住宅が衛生上好ましくない」の「騒音」については、飛行機による騒音を除きます。 ◆「5 の欄の「入院中や施設等に入所している方がいる」は、入院中や介護施設等に入所している方がいる場合は、氏名や施設名等を記入してください。 ◆「9. 住宅に困っている状況」で「10 その他、住宅に困っている」に○をつけた方は、補足欄に具体的な状況を記入します。 ○をつけていない場合でも、補足したい内容がある場合は具体的な状況を記入します。

※未記入項目は評価しません。必ず全て記入してください。

よくある質問

(1) 申し込みに関すること

Q1. 申込時に持参するものはありますか
A1. 募集のしおりに同封している『市営住宅入居申込書』と現在住んでいる 住宅の間取り図 が分かる書類をご持参ください。障害者手帳や生活保護受給票は持参不要です。
Q2. 過去に何度か申込をしています。加点はありますか
A2. 住宅困窮度合いに基づいて選考しているため複数回申込による加点はありません。 しかし高齢者の場合、年齢により加点され入居できる可能性は高くなっている可能性があります。
Q3. 住宅困窮度合いの選考とは何ですか
A3. 本市では市営住宅に入居することで家賃負担が軽減され、生活保護を受給せずに生活できる生活困窮者を優先して選考しています。以下に一例を挙げます。 ・建物状況…保安上危険な物件や衛生上好ましくない物件に居住している、書面で立退要求を受けている、住宅が狭すぎる(転居し間もない場合は加点しません) ・家賃負担…収入に対し家賃の割合が高い場合加点(生活保護世帯を除く) ・高齢者 …単身:70歳以上<75歳以上<80歳以上、世帯:70歳以上<80歳以上に加点(69歳以下の方に加点はありません) ・障がい者…障害の等級により加点(難病含む)。 ・子育て状況…ひとり親世帯:高校生以下、それ以外の世帯:中学生以下の子を扶養している場合 子の人数が多い方や子の年齢が低い方を優先し加点 他にも申込書で確認できない部分は実態調査を行い加点しています。
Q4. 現在離婚を考えています。市営住宅に入居できることが決まったら離婚し私と子供で入居したいと考えていますがひとり親世帯として申込できますか
A4. ひとり親世帯の申込みは、基準日時点で申込者に戸籍上配偶者がなく、18歳未満の子の親権者であることが必要です。離婚調停中・協議中の場合は、基準日までに離婚が成立している必要があります。もし基準日までに離婚が成立していない場合は基準日時点での家族構成でお申込みいただくことになりますので入居収入基準(11 ページ参照)を超えていないかご確認ください。

(2) 入居後に関すること

Q1. エレベーター無しの高層階(2階以上)に入居しましたが高齢により階段の昇り降りが大変になったので1階に住み替えたいです
A1. 住宅困窮度合いによる選考により1階やエレベーター有の住戸はより困窮度合いの高い方がご入居されます。 低い倍率の住戸に入居し入居後に高い倍率に住み替えすることは不公平感を生じさせ現時点で困窮している方の入居の機会を奪うことから入居者事由による住み替えは一切認めておりません。
Q2. 申込時に別居していた子が離婚や失職により住まいに困っているため同居させたいです
A2. 住宅困窮度合いによる選考は申込時点の世帯状況で行っているため子の同居は認めておりません。 申込時に同居していた子が成人し市営住宅から転居後に戻ることもできません。 無断で同居させている事実が発覚した場合明渡請求を行います。 なお、ひとり親世帯が婚姻される場合は必ず事前にご相談ください。
Q3. 車いす専用住戸に車いすの夫と健常者の妻で入居しました。もし車いすの夫が亡くなった場合そのまま住み続けることはできますか
A3. 車いす専用住戸で車いすの方が施設入居または亡くなる等条件からはずれた場合には、明渡もしくは同住宅内に入居できる条件の住戸がある場合は住み替えをしていただきます。なお、住み替えに伴うリフォーム代金及び引越し等の費用は自己負担していただきます。

記入例

受付者	受付番号

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 8 年度 6 月募集

令和 8 年 6 月 13 日

① 申 込 住 宅			② 申 込 者	
募集 番号	0806	住宅 名	ふりがな	やま と はな
	5		つきみ野	氏 名 (自署)

大和市長 あて

市営住宅の入居について、入居者募集のしおりの内容を理解したうえで、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者及び入居しようとする者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

なお、申込み及び入居等に関する資格審査及び申込内容の確認において、以下に同意します。

- ・世帯の大和市税等の納付状況及び住民基本台帳、課税台帳等の記載事項を調査すること。
- ・児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等家賃助成、生活保護費等の受給状況、大和市パートナーシップ宣誓状況について調査すること。
- ・暴力団員でないことを確認するため、警察本部に照会すること(未成年者を除きます。)

また、以下について了承しました。

- 申込書に記載のない事項については、評価しないこと。
- 令和 8年 6月 13日時点で市税等に滞納(分割納付等)があった場合は失格となること。
* 滞納の有無はご自身で確認してください。
- 入居後にマイナンバーを提供すること。(番号法に定められた事務)
- 現地調査及び書類提出については平日の日中に実施する。

申込み回数	市営住宅への入居の意思確認	③申込みに来た方 *代理の場合記入
<input type="checkbox"/> 今回初めて	<input checked="" type="checkbox"/> 入居できることになれば必ず入居する。	氏名:
<input checked="" type="checkbox"/> 今回 2 回目	<input type="checkbox"/> 必ず入居するとは限らない。	申込者との関係:
	理由:	連絡先:

※鉛筆・消すことができるペンで記入した場合、受付できません。

1. 申込者の住所等

④住所	〒242-0001 大和市 下鶴間〇-〇-〇 □□ハイツ 〇〇〇号室		
⑤連絡先 (着信拒否しない番号)	電話番号	046 - 263 - XXXX	日中連絡が 取れる番号
			090 - XXXX - 1234
⑥大和市に住み始めた日(住民登録した日)		⑦現在の建物に住み始めた日	
昭和	令和	昭和	令和
平成	20年 1月 1日	平成	2年 8月 1日
⑧勤務先 の有無	⑨勤務先 の有無	名称 所在地 電話	所属(部課名)
有	有	鶴間商事(株) 大和市鶴間1-2 046-XXX-0001	販売促進課 令和3年4月1日

2. 入居しようとする人

No.	ふりがな 氏名	続柄	年齢	職業	給与 事業 年金	年間(推定) 総収入金額	年間所得金額
1	やまとはな 大和 はな	本人	58・5・1	43 会社員	給与 事業 年金	2,994,000	2,014,400
2	やまと かける 大和 翔	長男	20・4・8	18 ○○高校3年 (アルバイト)	給与 事業 年金	240,000	0
3	やまと さくら 大和 さくら	長女	23・5・21	15 ○○中学3年	給与 事業 年金		
4					給与		
5							
6					給与 事業 年金		
7					給与 事業 年金		
						年間所得金額 合計(A)	2,014,400

『⑥大和市に住み始めた日(住民登録した日)』と『⑦現在の建物に住み始めた日』は市で確認できるため不明な場合は記載しなくても大丈夫です。

『年間(推定)総収入金額』と『年間所得金額』は市で確認できるため記載しなくても大丈夫です。
※市民税未申告の方は生活保護を受給していても受付ができないので、市役所2階市民税課(平日のみ開庁)で必ず申告してください。

3. 入居しようとする人の中で別居中の方の現在の住所(申込者と異なる場合のみ記入) …⑪

氏名		現住所		電話	
----	--	-----	--	----	--

4. 所得税法上の扶養親族で、市営住宅に入居しない人 …⑫

氏名	住所	続柄	年齢

5. 非課税収入 …⑬

児童手当	240,000	円/年額	遺族年金・障害年金・恩給	円/年額
児童扶養手当	472,560	円/年額	親族からの仕送り	円/年額
ひとり親家庭等家賃助成	120,000	円/年額	生活保護費	円/年額
養育費	480,000	円/年額	その他()	円/年額

6. 世帯の状況(後日、確認書類の提出が必要です。) …⑭

海外引揚者 ハンセン病療養所入所者
 生活保護受給 原子爆弾被爆者 犯罪被害者 ひとり親(子が18歳未満) 戦傷病者
 DV被害者(法的支援を受けた方) 障害者総合支援法に規定される難病等の認定者 病名()

7. 月収額の計算 …⑮

控除の種類とその金額				控除額(円)
1	親族	入居する親族及び入居しない扶養親族	38万円 × 2 人	760,000
2	基礎控除振替	申込者又は家族で給与所得又は雑所得(年金等)を有する場合	10万円 × 1	100,000
3	老人控除対象配偶者	70歳以上の所得税法上の控除対象配偶者	10万円 × 人	
4	老人扶養親族	70歳以上の所得税法上の扶養親族		
5	特定扶養親族	16歳以上23歳未満の所得税法上の扶養親族	25万円 × 1 人	250,000
6	障害者	身体障害者3~6級、精神障害者2・3級、知的障害者B1・B2	27万円 × 人	
7	特別障害者	身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A1・A2	40万円 × 人	
8	ひとり親	所得が35万円未満の人はその金額	35万円 × 1 人	350,000
9	寡婦	所得が27万円未満の人はその金額	27万円 × 人	1,460,000
控除額合計 (B)				

月収額 (A - B) ÷ 12 = **46,200** 円

(一般・高齢・障がい・子育て)

8. 資産・親族の状況 …⑯

・入居しようとする人に (土地 ・ 建物) を所有している	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
・入居しようとする人に 車両 を所有している	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
・申込者に (両親 <u>母親</u> ・ 父親) がいる	<input checked="" type="checkbox"/> いる (同居 2 人・別居 人) <input type="checkbox"/> いない
・配偶者に (両親 ・ 母親 ・ 父親) がいる	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
・申込者に 子ども が	<input checked="" type="checkbox"/> いる (同居 2 人・別居 人) <input type="checkbox"/> いない

・高齢…60歳以上世帯
 ・子育て…小学校就学前の子どもがいる世帯
 複数該当があればそれぞれに○をし、
 該当がない場合 一般 に○をしてください。

9. 入居が決まったら

* 申込みをするにあたっての了解事項 *

1. 住宅使用料(家賃)

入居される世帯の収入と住宅の立地条件等により毎年決定されます。

※生活保護受給世帯は、原則として代理納付となります。

2. 敷金

家賃の3か月分を指定する期日までに納めていただきます。

3. 請書

条例で定められた公的書類(印鑑証明等)を提出していただきます。

4. 緊急連絡人 … 1名

*入居者の緊急時等に連絡が確実に取れる方。(身元引受等が可能な親族などが適当です。)

市が指定した書類(住民票、印鑑証明等)を提出していただきます。

5. 入居の指定

入居指定日から原則として5日以内に入居していただきます。

*入居後、14日以内に市役所市民課又は中央林間分室、渋谷分室で住所変更の手続きをしてください。

10. 入居後の注意事項

1. 市営住宅内では、次の行為を禁止しています。

- ・他の入居者との円滑な共同生活を妨げるような迷惑行為
- ・犬、猫、小鳥等の動物を飼うこと、一時的な預かりをされること(但し、盲導犬についてはご相談ください)
- ・商売を営むこと

2. 駐車場を使用できる車両は下記のとおり制限されています。なお、申込時に「車を所有していない」として入居する方は、入居指定日から2年間は駐車場を使用することはできません。

- ・車の大きさ 長さ4.8m、幅1.8m、高さ2.1m 以内
- ・総排気量 2,000cc以下
- ・車検証の使用者欄が入居者もしくは同居者となっていること

3. 市営住宅内では指定場所以外は駐車禁止です。違法・迷惑駐車は絶対にしないでください。

4. 市営住宅には管理会や自治会が組織されています。入居者は管理会や自治会へ必ず加入し、会の活動への参加をするものとします。

5. 各住宅の管理会や自治会では、共同水道の使用料金や階段灯、外灯、集会所、給水ポンプ、エレベーター等の電気料金及び排水管の清掃などの維持管理費として、入居者から共益費（月1,000～3,000円 ＊住宅により異なる）を徴収しています。

6. 住宅内の植木（中・低木）芝生等の手入れや草取り、及び共用部の清掃についても、入居者全員で共同管理をしていただきます。

7. 入居後は、毎年収入額の調査があり、それに基づき翌年の家賃を決定します。調査は入居者全員が対象となり、収入申告書の提出がない場合には、近隣民間賃貸住宅と同程度の家賃を負担していただきます。

8. 家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅を明渡していただきます。

9. 入居してから3年を経過した後に、世帯の月収額が158,000円（裁量世帯は214,000円）を超えたときは、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じ、家賃が割増しされます。また、入居してから5年を経過した後に、高額所得者と認定されたときは、「明渡し義務」が生じ、一定の期間内に明渡ししていただきます。

10. 入居後の住宅の住替えは、原則としてできません。また、市営住宅の入居資格要件から外れた場合は、市営住宅を明渡ししていただきます。

11. 市営住宅を退去するときは、入居期間にかかわらず**入居者の負担で、畳の表替えと襖の張替え等に要する費用（上階の方は荷揚げ代など）を負担していただきます。**また、故意過失による損傷がある場合は、その復旧費用を負担していただきます。

【退去時の畳・襖代の目安】 ＊畳・襖の枚数等によって費用が異なります。

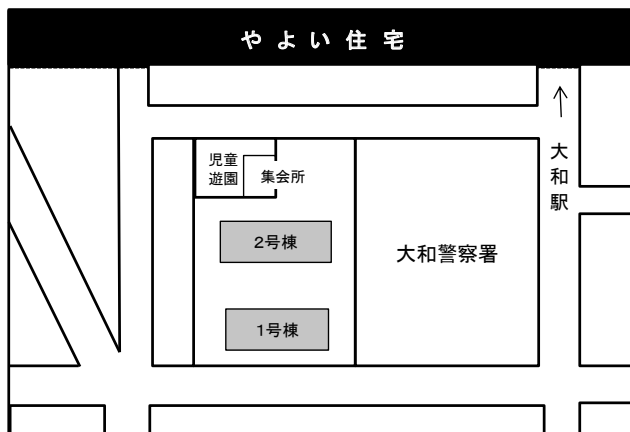
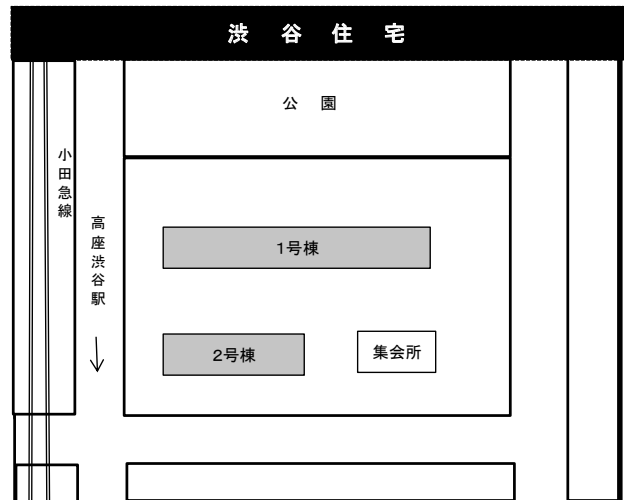
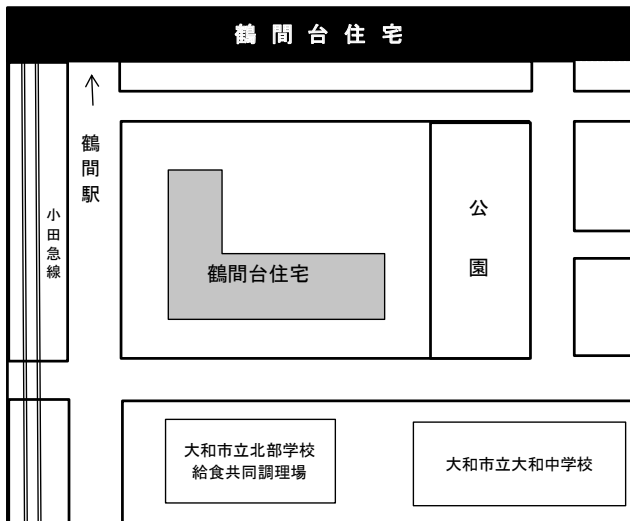
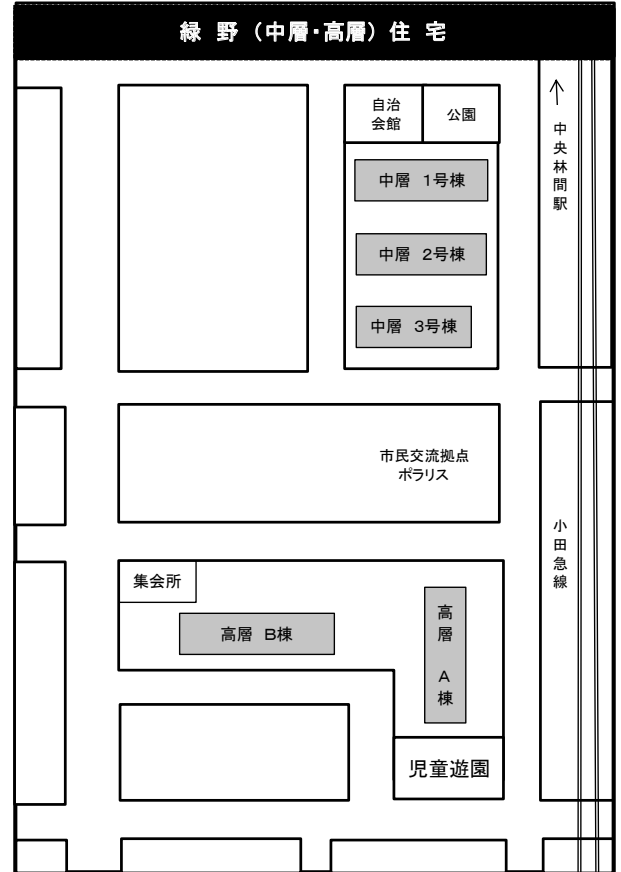
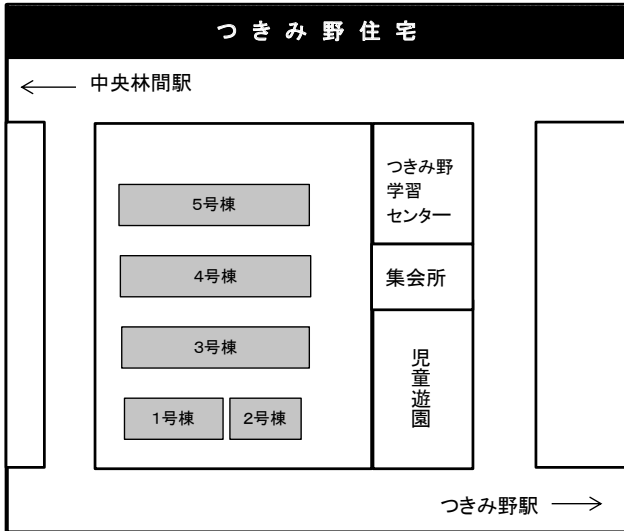
・つきみ野	・・・	約15～20万円	・緑野（高層）	・・・	約7～9万円
・緑野（中層）	・・・	約15～20万円	・鶴間台	・・・	約7～9万円
・やよい	・・・	約7～20万円	・渋谷	・・・	約15～20万円

◆大和市では、市営住宅の管理等について指定管理者制度を導入しています◆

入居後の書類の届出や修繕の依頼等は、
（一社）かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター が窓口となります。

※個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、個人情報を適切に取り扱わせるために必要な措置を講じています。

11. 各市営住宅住棟配置図



12. 市営住宅の設備等と注意事項

(1) 設備等について

<共通事項>

- ◆電気契約容量は30Aです。ただし、シルバーハウジングは60Aです。
*容量の変更はできません。
- ◆ガスは、都市ガスを使用しています。
- ◆浴室に浴槽は設置され、給湯設備が完備されています。
- ◆トイレは洋式便器が設置されています。
- ◆エアコンは、1室のみ設置されています。
*渋谷住宅2号棟は設置されていません。
- ◆駐車場は設置されています。
*利用については車両の制限等があり、家賃とは別に使用料がかかります。

つきみ野住宅	月 11,000 円	鶴間台住宅	月 10,000 円
緑野(中層)住宅	月 11,000 円	やよい住宅	月 10,600 円
緑野(高層)住宅	月 11,000 円	渋谷住宅	月 8,800 円

<個別事項>

- ◆鶴間台住宅のシルバーハウジングと緑野(高層)住宅B棟の 65 歳以上向け住宅には、電磁調理器が設置されています。また、緊急通報システムが設置されているため、入居者の負担で NTT の電話回線を引いていただきます。
- ◆鶴間台住宅はスペースの関係上、設置できる洗濯機が限られます。
- ◆エレベーターが設置されていない住宅は以下のとおりです。
 - つきみ野住宅1~5号棟 ○緑野(中層)住宅1~3号棟
 - やよい住宅1号棟 ○渋谷住宅1・2号棟
- ◆やよい住宅2号棟に設置されているエレベーターは8階までとなっています。8階から9階へは階段を利用することになります。

(2) 注意事項

- ◆住宅を事務所、店舗等に使用することはできません。
- ◆住宅の増築、市が許可をしない模様替えは認められません。
- ◆車いす住戸や世帯人数、年齢等の条件のある住戸に入居し、その後条件からはずれた場合には、入居室を変更していただく場合があります。
*入居室の変更に伴う費用は、入居者の負担になります。
- ◆鶴間台住宅の南側には大和市立北部学校給食共同調理場があり、風向きにより調理の臭いがすることがあります。

13. 募集する住宅と間取り図

※間取り図は、左右の位置や仕様に違いがある場合があります。
 ※入居前にリフォームを実施しますが、必要最小限の修繕等になります。
 ※家賃は令和8年度分適用のものです。(毎年度算定を行います)

対 象	募集番号	住宅名	号棟・階数	募集戸数	間取り	エレベーター	備 考	前回応募倍率	
65歳以上と60歳以上の方のみで構成される2人以上世帯	0806-1	やよい	2号棟 1階	1	2DK	○	※65歳以上単身可	24.0	
	0806-2	つきみ野	3号棟 1階	1	3DK	○		8.0	
障がい者世帯 車いす専用 2人以上世帯	0806-3	つきみ野	4号棟 1階	1	2LDK		※身体障害者手帳1～4級を交付され、常時車いすを使用する人と同居する2人以上の世帯	-	
一 般 世 帯	1～2人世帯	0806-4	鶴間台	5階	1LDK	○	※単身者は60歳以上又は60歳未満で9ページ『一般単身者向け住宅』イ～ケのいずれかに該当する方	66.0	
	2人以上世帯	0806-5	つきみ野	2号棟 4階	1	3DK			1.0
		0806-6	鶴間台	8階	1	2LDK	○		-
		0806-7	やよい	2号棟 9階	1	2DK	△	エレベーターは8階まで(8階から9階は階段を利用)	-
		0806-8	渋谷	2号棟 3階	1	3DK		エアコン無し。設置に伴う電気工事は入居者負担。	5.0
	3人以上世帯	0806-9	鶴間台	2階	1	3LDK	○		16.0
	4人以上世帯	0806-10	緑野(高層)	A棟 6階	1	3LDK	○		5.0

- ・各住戸の詳細は次ページを、申込資格については6～9ページを必ずお読みください。
- ・『前回応募倍率』とは同タイプ住戸の直近の申込(エレベーター無の住戸は階数も考慮しています。事故物件かの考慮はしていません)の応募倍率を掲載しており、情報のない住戸は『-』と記載しています。

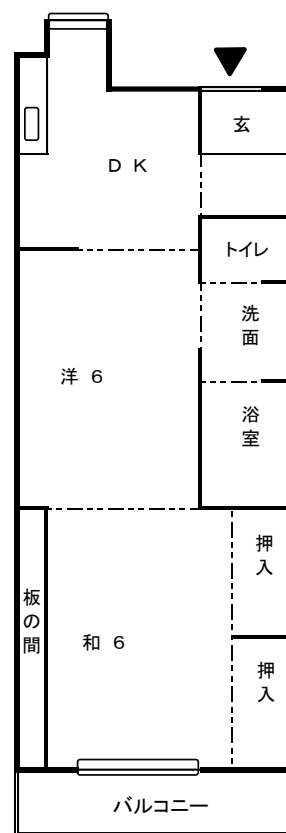
【65歳以上の方と60歳以上の方のみで構成される2人以上世帯向け住戸】

<65歳以上の方と60歳以上の方のみで構成される2人以上の世帯が申込できます>

※65歳以上単身可

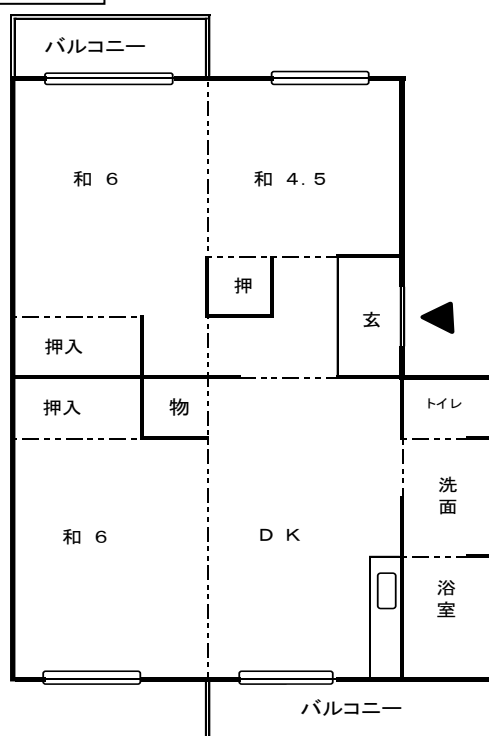
募集番号	0806 - 1 ※65歳以上単身可	
住宅名	やよい住宅	
号棟・階数	2号棟1階 *エレベーター 有	
募集戸数	1戸	
間取り	2DK	
床面積	45.1㎡	
所在地	中央5-16	
最寄駅等	大和駅 徒歩約10分	
構造・建設年	耐火構造9階建 平成6年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	20,600円 ~30,700円
裁量階層	~214,000円	~40,500円

間取り図



募集番号	0806 - 2	
住宅名	つきみ野住宅	
号棟・階数	3号棟1階 *エレベーター 無	
募集戸数	1戸	
間取り	3DK	
床面積	57.2㎡	
所在地	つきみ野5-3	
最寄駅等	つきみ野駅 徒歩約5分	
構造・建設年	耐火構造4階建 昭和57年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	22,300円 ~33,200円
裁量階層	~214,000円	~43,800円

間取り図

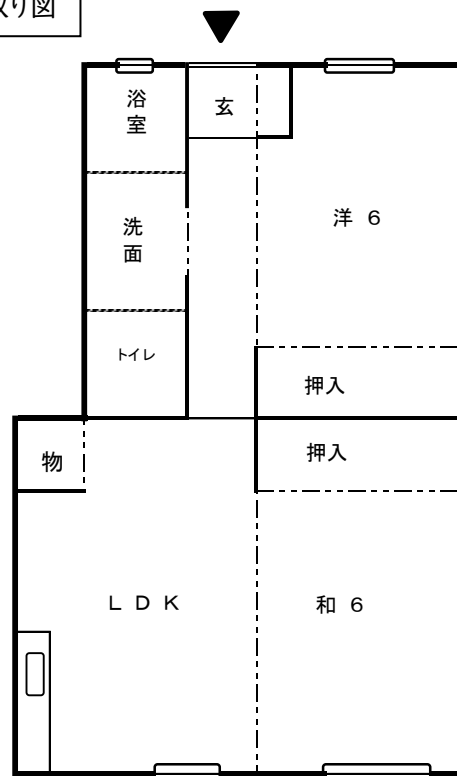


【障がい者世帯向け住戸】 申込資格は6～7ページをご覧ください。

<身体障害者手帳1～4級を交付され、常時車いすを使用する方と同居する世帯が申込できます>

間取り図

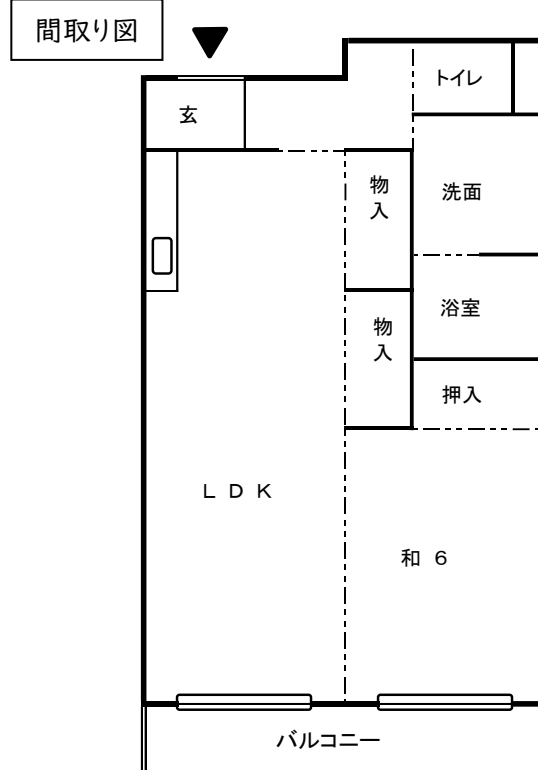
募集番号	0806 - 3	
住宅名	つきみ野住宅	
号棟・階数	4号棟1階 *エレベーター 無	
募集戸数	1戸	
間取り	2LDK	
床面積	57.3 m ²	
所在地	つきみ野5-3	
最寄駅等	つきみ野駅 徒歩約5分	
構造・建設年	耐火構造4階建 昭和57年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ～158,000円	22,700円 ～33,800円
裁量階層	～214,000円	～44,500円



【一般世帯向け住戸】申込資格は6～7ページをご覧ください。

<1～2人世帯が申し込めます>

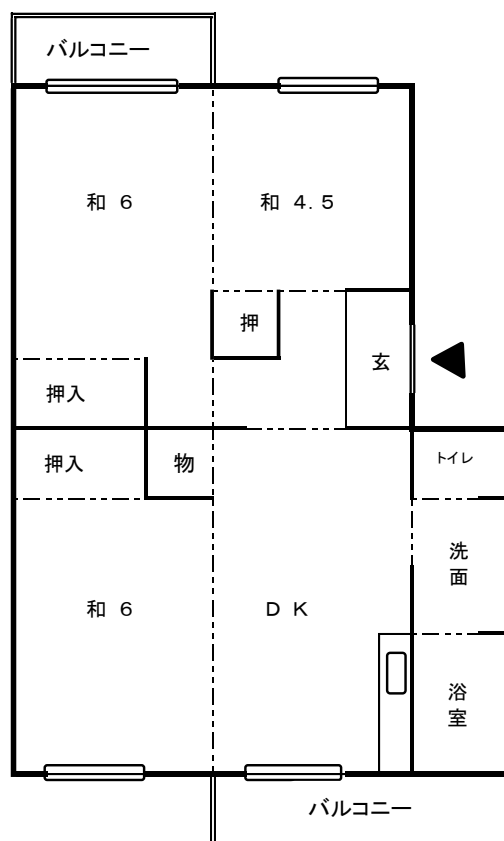
募集番号	0806 - 4 ※単身者は60歳以上、又は60歳未満でP9イ～ケのいずれかに該当する方	
住宅名	鶴間台住宅	
号棟・階数	5階 *エレベーター 有	
募集戸数	1戸	
間取り	1LDK	
床面積	49.87 m ²	
所在地	鶴間1-17-1	
最寄駅等	鶴間駅 徒歩約7分	
構造・建設年	耐火構造8階建 平成19年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ～158,000円	23,800円 ～35,500円
裁量階層	～214,000円	～46,800円



<2人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 5	
住宅名	つきみ野住宅	
号棟・階数	2号棟4階 *エレベーター 無	
募集戸数	1戸	
間取り	3DK	
床面積	57.2 m ²	
所在地	つきみ野5-3	
最寄駅等	つきみ野駅 徒歩約5分	
構造・建設年	耐火構造5階建 昭和55年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	21,900円 ~32,700円
裁量階層	~214,000円	~43,100円

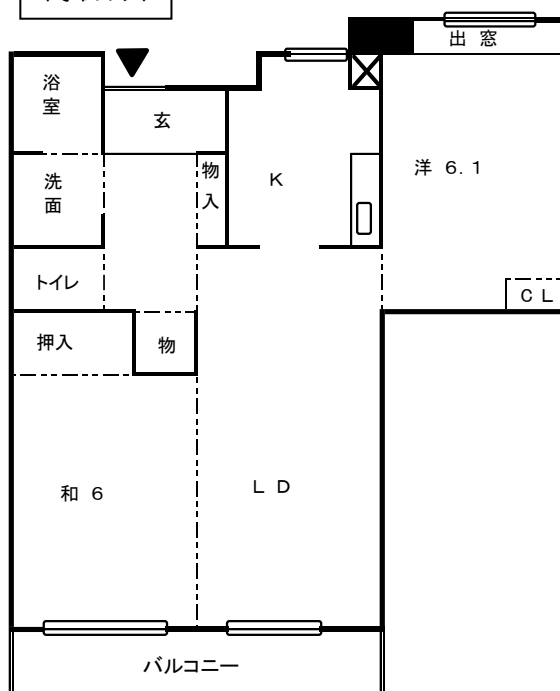
間取り図



<2人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 6	
住宅名	鶴間台住宅	
号棟・階数	8階 *エレベーター 有	
募集戸数	1戸	
間取り	2LDK	
床面積	60.84 m ²	
所在地	鶴間1-17-1	
最寄駅等	鶴間駅 徒歩約7分	
構造・建設年	耐火構造8階建 平成19年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	29,100円 ~43,300円
裁量階層	~214,000円	~57,100円

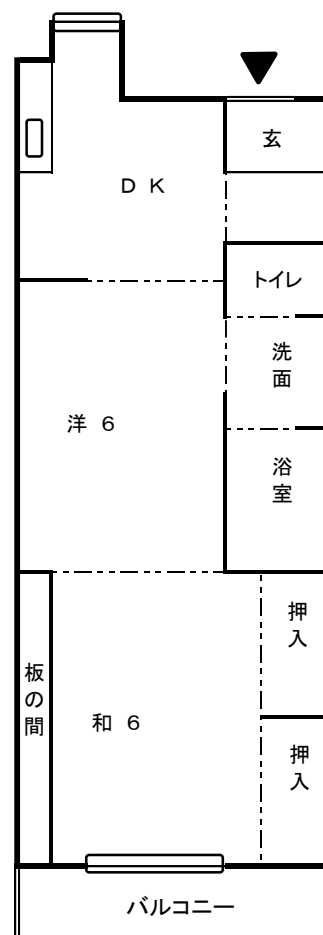
間取り図



<2人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 7	
住宅名	やよい住宅	
号棟・階数	2号棟9階 *エレベーターは8階まで (8階から9階は階段を利用)	
募集戸数	1戸	
間取り	2DK	
床面積	50.6 m ²	
所在地	中央5-16	
最寄駅等	大和駅 徒歩約10分	
構造・建設年	耐火構造9階建 平成6年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	23,100円 ~34,400円
裁量階層	~214,000円	~45,400円

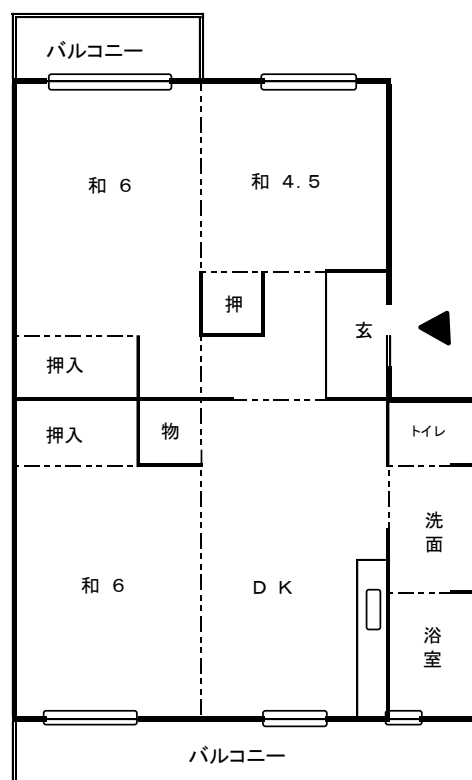
間取り図



<2人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 8	
住宅名	渋谷住宅	
号棟・階数	2号棟3階 *エレベーター 無	
募集戸数	1戸	
間取り	3DK	
床面積	57.4 m ²	
所在地	渋谷1-13	
最寄駅等	高座渋谷駅 徒歩約10分	
構造・建設年	耐火構造5階建 昭和63年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	24,000円 ~35,800円
裁量階層	~214,000円	~47,200円

間取り図

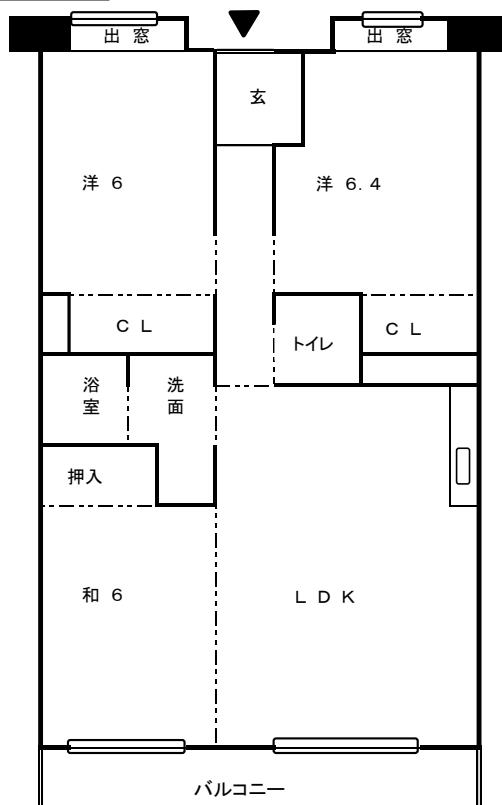


※この住戸はエアコンが設置されていないので
入居者負担でエアコン設置に伴う電気工事が必要です。

<3人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 9	
住宅名	鶴間台住宅	
号棟・階数	2階 *エレベーター有	
募集戸数	1戸	
間取り	3LDK	
床面積	71.35㎡	
所在地	鶴間1-17-1	
最寄駅等	鶴間駅 徒歩約7分	
構造・建設年	耐火構造8階建 平成19年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	34,100円 ~50,800円
裁量階層	~214,000円	~67,000円

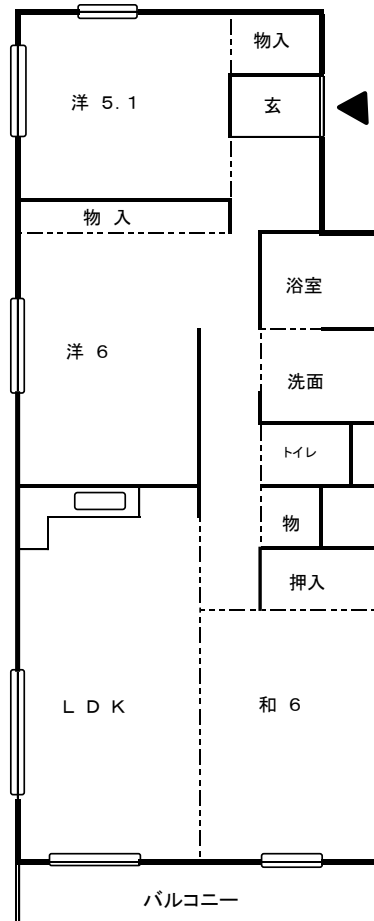
間取り図



<4人以上の世帯が申込できます>

募集番号	0806 - 10	
住宅名	緑野(高層)住宅	
号棟・階数	A棟6階 *エレベーター有	
募集戸数	1戸	
間取り	3LDK	
床面積	73.8㎡	
所在地	中央林間1-2-15	
最寄駅等	中央林間駅 徒歩約8分	
構造・建設年	耐火構造10階建 平成9年	
	月収額	家賃月額
一般世帯	0円 ~158,000円	34,300円 ~51,100円
裁量階層	~214,000円	~67,400円

間取り図





環境にやさしい大豆インキを使用しています。

<お問い合わせ先>

◎ 指定管理者（一社）かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター

電話：0466-43-7738（直通）

住所：藤沢市湘南台 4-5-10 大嶋ビル1階

受付：8:30～17:30（※令和8年6月30日（火）まで）

8:30～17:15（※令和8年7月1日（水）から）

※いずれも祝日・休日・年末年始を除く、月曜日から金曜日

◎ 大和市役所建築指導課建築住宅係

電話：046-260-5422（直通）

住所：大和市下鶴間 1-1-1 本庁舎 4階

受付：8:30～12:00、13:00～17:00

※祝日・休日・年末年始を除く、月曜日から金曜日

ホームページ：https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/35/sumai/shieijutaku_keneijutaku/index.html

